

2025年度第3回 川崎市PPPプラットフォーム意見交換会 実施結果概要

事業名	川崎市防犯灯LED化ESCO事業終了に伴う次期事業手法の検討について
事業所管課	市民文化局市民生活部地域安全推進課
実施日時	令和7年7月28日（月）、7月30日（水）
参加事業者	全11者
対話方式	個別対話
意見交換会における主な意見等	
1 事業手法	【最適と考える事業手法とその理由】 ・リース方式は、ESCO方式と変わらない内容で事業実施が可能である。長期契約を望むならリース方式が望ましい。 ・包括的民間委託は、PFI方式よりも内容に柔軟性があり、望ましい。 ・個別業務委託は、市内中小企業の参入が見込める。大企業不在でも対応可能であるため、個別業務委託が望ましい。 ・PFI方式の場合、市内中小企業の参入がしづらく、毎年の精算もないことから望まない。
2 業務内容	【対象とする業務の範囲】 ・リース方式であれば市が想定する業務範囲を網羅できる。契約締結後に町内会防犯灯を調査、維持管理に含めることが可能。新設も付加価値付リースで組み込むことが可能。 ・個別業務委託は維持管理、灯具更新を分けて発注することで市内中小企業としては参画、施工できる。また、システムやコールセンターを個別、単年の発注とすることで対応可能と思われる。 ・個別業務委託の灯具更新については地区などを細分化すれば参画可能。しかし、期間や発注条件によっては施工が厳しい。 ・町内会や商店街の電気契約の切り替えを委託内容に含めることは可能。 ・システムについて、毎年の新設や寄附、移管等の流動的な部分もシステムに組み込むことは可能。現地調査も含めて更新の対応可能。 ・システム構築について、前回調査をしているのであれば情報としては足りるため、次期事業での全灯調査は不要と思われる。 【市場性のある事業規模について】 ・一括で受託し、調査、施工がよい。 ・南部、中部、北部の3地区で案件を分けることがよい。事業規模を小さくすれば市内中小企業が参入しやすくなる。 【灯具更新の時期（一斉更新、分割更新）について】 ・一斉更新がよい。 ・分割更新がよい。市内中小企業が参入しやすくなる。 ・不点の都度更新であれば市内中小企業がかなり参入しやすくなる。常時2、3班動ける事業者なら可能。 【町内会等の移管希望に伴う調査、更新工事について】 ・町内会自治会等の自主管理防犯灯については、順次受入れではなく、一括で調査、施工がメリットがある。 ・商店街灯移管については、リスク回避（劣化、デザインの耐久性）できるのであれば問題ないと感じる。 ・地中化している商店街灯でブレーカーが設置されている柱については、工事の際に電線もブレーカーも修繕する必要があるため、コスト増になる。 ・商店街灯は意匠性が高い灯具が設置されている可能性があり、ランプ交換若しくはポールごとの交換となる可能性が高い。

意見交換会における主な意見等

2 業務内容	【緊急時の対応及びコールセンターの体制】 ・コールセンターで修繕報告など、アフターサービスが可能。 ・コールセンターの常時対人オンラインは不要と考える。 ・コールセンターの設置について、一般的に平日9-17時受付、不点对応時は3営業日以内の駆けつけが多い。この仕様であれば市内中小企業としても引き受けてくれる可能性がある。 ・コールセンターまでは特段必要ではないと感じる。 【(個別業務委託の場合)各事業者（整備、維持管理、運営）の効率的な連携について】 ・PFI方式や包括的民間委託の際に事業者代表となる大企業の代わりを電気設備会社側で設ければ、個別業務委託でも問題なく連携可能と思われる。 ・仕様書の記載の中で、毎年の防犯灯新設分も維持管理に含めることなどを明記すれば各委託毎に連携することが可能。
3 事業期間	【望ましい事業期間】 ・12年程度が望ましい。一斉更新を行う場合は1年半から2年。その後に10年間の維持管理期間のイメージ。 ・更新期間は3年程度がよい。 【システム構築に要する期間】 ・（条件付きで）データ移行だけであれば数日に対応可能。 ・必要なデータの提供があれば新システムへの移行は問題なく対応可能。 ・システム構築から事業開始まで6ヶ月あれば十分に対応可能。
4 企業間の連携	【（大企業様向け）市内中小企業との連携方法】 ・設置工事や点検、維持管理について市内中小企業を中心に連携することを考えている。 【（中小企業様向け）参画方法】 ・業務内容を維持管理、更新の2つに分ければ市内中小企業として参入しやすい。 ・分割更新の際に参入したい。一斉更新の場合は市内中小企業が参加しづらくなる可能性がある。 ・個別業務委託か包括的民間委託であればシステム移行、構築、管理、更新で参画可能。
5 その他	【事業実施にあたり事前に市で調査・実施すべき事項】 ・事前準備として、システム突合の際の東京電力電気料金集約分内訳表のデータを用意しておくことが必要。東急電力に依頼してから半年から1年程度期間を要するため。 【要望など】 ・市と市内中小企業が直接的に事業を進められることが望ましい。 ・一括更新の実施は非常に厳しく、分割更新が可能ならば参画企業も増えるため、負担面も考慮し、分割更新にしてほしい。 ・暖色灯については必ず従来のものより照度が落ちるため、防犯上は推奨できない。 ・現行の20VAから10VAに灯具交換の際に照度変更を行うことで1灯あたり年間1500円の削減になる。 ・商店街灯移管の際にデザイン部分などは排除して今後維持管理を行いやすく、仕様を揃えることが望ましい。 ・システムにおいて、現地調査で灯具種別や劣化判定等も組み込むと参入障壁になる可能性がある。
今後の対応	
今回いただいた御意見を参考にしながら、検討を進めて参ります。	

※上記内容については、参加事業者の承諾を得られたもののみ公表しています。

【お問合せ先】
 市民文化局市民生活部地域安全推進課
 電話：044-200-2284
 メール：25tiiki@city.kawasaki.jp